

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 休猟区の設定(森林保全課)
- 銃猟禁止区域の設定(シ)
- 鳥獣保護区の存続期間の更新(シ)

告 示

鳥取県告示第七百三十五号

鳥獣保護及猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八八号)第二十六条の規定により告示する。

平成六年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
五本松休 猟区	気高郡気高町大字飯里地内の町道飯里鹿野線と県道鷲峰気高線との交点を起点とし、同所から同県道を南西に進み、県道鳥取鹿野倉吉線に至り、同県道を南西及び西方に進み、三朝町と鹿野町との境界に至り、同境界を東方及び北方に進み、三朝町と青谷町との境界に至り、同境界を北西に進み、県道俵原青谷線に至り、同県道を北東に進み、町道白髪山仏教寺線に至り、同町道を東方に進み、町道河原飯里線に至り、同町道を東方に進み、町道飯里鹿野線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで	一、二七六ヘクタール
郡家・奥 谷休猟区	八頭郡郡家町大字大坪地内の県道郡家国道府線と県道大坪準停車場線との交点を起点とし、県道大坪準停車場線を南方及び南西に進み、国道二十九号に至り、同国道を北西に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を西方に進み、久能寺用水路に至り、同用水路を西方に進み、県道郡家鹿野線に至り、同県道を南方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を西方に進み、県道河原郡家線に至り、同県道を西方に進み、郡家町と河原町との境界に至り、同境界を北方及び北東に進み、郡家町と鳥取市との境界に至り、	平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで	一、八二〇ヘクタール

<p>同境界を北東に進み、国道二十九号に至り、同国道を南東に進み、県道郡家国府線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>糸白見休 八頭郡若桜町大字岩屋堂地内の県道若桜南光線と林道皆込線との交点を起点とし、同林道を西方に進み、千代川地域森林計画区の若桜に係る三百八十六林班と三百八十八林班との境界に至り、同境界を南西に進み、同計画区の同町に係る三百八十七林班と三百八十八林班との境界に至り、同境界を西方に進み、若桜町と智頭町との境界に至り、同境界を北西に進み、若桜町と八束町との境界に至り、同境界を北方に進み、国有林鳥取管林署四十二林班と千代川地域森林計画区の若桜町に係る百九十六林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同国有林四十二林班と同計画区の同町に係る百九十二林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同国有林四十二林班と同計画区の同町に係る百九十一林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同計画区の同町に係る百八十五林班と百九十一林班との境界に至り、同境界を北東に進み、同計画区の同町に係る百八十五林班と百九十林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同計画区</p>	<p>平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで</p>	<p>一、五五四 ヘクタール</p>
---	---	--------------------------------	------------------------

の同町に係る百八十五林班と百八十九林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同計画区の同町に係る百八十五林班と百八十七林班との境界に至り、同境界を南東に進み、同計画区の同町に係る百八十五林班と百八十六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、同計画区の同町に係る百八十八林班と百八十六林班との境界に至り、同境界を北東に進み、同計画区の同町に係る百七十九林班と百八十九林班との境界に至り、同境界を南方に進み、同境界を南方に進み、国有林鳥取管林署三十五林班と同計画区の同町に係る百七十九林班との境界に至り、同境界を南方に進み、同国有林三十四林班と同計画区の同町に係る百七十九林班との境界に至り、同境界を北方に進み、同国有林三十四林班と同計画区の同町に係る三百九十五林班との境界に至り、同境界を東方に進み、同国有林三十四林班と同計画区の同町に係る三百九十四林班との境界に至り、同境界を南方及び東方に進み、同国有林三十四林班と同計画区の同町に係る三百九十三林班との境界に至り、同境界を南方に進み、同国有林三十四林班と同計画区の同町に係る三百九十二林班との境界に至り、同境界を南方に進み、同計画区の同町に係る三百九十一林班と三

<p>社休猟区</p>	<p>千代川地域森林計画区の用瀬町に係る六十三林班、六十四林班、七十五林班、七十七林班、九十林班のM、O、P、Q、R、S、T、U、V小班、九十一林班、九十二林班、九十三林班、九十四林班、九十五林班、九十六林班、九十七林班、九十八林班、九十九林班、百林班、百一林班、百二林班及び百三林班の区域</p>	<p>平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで</p>	<p>一、一二七 ヘクタール</p>
<p>北条休猟区</p>	<p>東伯郡北条町大字江北地内の県道羽合東伯線と県道倉吉江北線との交点を起点とし、同所から県道倉吉江北線を南方に進み、県道倉吉環状線に至り、同県道を西方に進み、国道三百十三号に至り、同県道を北西に進み、県道倉吉由良線に至り、同県道を北西に進み、県道羽合東伯線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで</p>	<p>二、四六〇 ヘクタール</p>
<p>赤碕西休猟区</p>	<p>東伯郡赤碕町大字赤碕地内の町道福留線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線との交点を起点とし、同所から同町道を南方に進み、町道上野別所線に至り、同町道を南方に進み、県道船上山赤碕停車場線に至り、同県</p>	<p>平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで</p>	<p>二、二八五 ヘクタール</p>
<p>米子・西伯休猟区</p>	<p>西伯郡会見町大字天万地内の天万橋を起点とし、同所から県道米子岸本線を北方に進み、県道溝口伯太線に至り、同県道を南西に進み、国道百八十号に至り、同県道を北方に進み、市道日原石井線に至り、同市道を北東に進み、国道百八十一号に至り、同県道を北西に進み、県道米子環状線に至り、同県道を北方及び東方に進み、県道福成戸上米子線に至り、同県道を南方に進み、日野川堰管理用通路に至り、同通路を東方に進み、日野川左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、国道百八十一号に至り、同県道を北西に進み、市道青木団地中央線に至り、同市道を西方に進み、県道岩屋谷米子線に至り、同県道を南方に進み、小松谷川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成六年十一月一日から平成九年十月三十一日まで</p>	<p>一、七〇〇 ヘクタール</p>

大河原休 獵区	る線に囲まれた一円の地域 江府町と大山町の境界と県道倉吉江府溝 口線との交点(鍵掛峠)を起点とし、同所 から同県道を北東及び南方に進み、県道如 来原御机線に至り、同県道を南方に進み、 大山第二広域営農団地農道に至り、同農道 を西方に進み、農道栗ノ木線に至り、同農 道を北東に進み、農道宮ノ上線に至り、同 農道を南西に進み、町道吉原一ノ線に至り、 同町道を西方に進み、町道吉原一ノ線に至 り、同町道を西方に進み、県道岸本江府線 に至り、同県道を西方に進み、江府町と溝 口町との境界に至り、同境界を北東に進み、 江府町と大山町との境界に至り、同境界を 南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の 地域	平成六年十一 月一日から平 成九年十月三 十一日まで	一、一五五 ヘクタール
------------	---	-------------------------------------	----------------

鳥取県告示第七百三十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次
のとおり銃獵禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二
十五年農林省令第八八号)第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により
告示する。

平成六年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
本庄堤銃 獵禁止区 域	岩美郡岩美町大字本庄地内の国道九号と 林道向山本線との交点を起点とし、同林道 を九百メートル南方に進み、山道に至り、 同山道を北方に進み、国道九号に至り、同 国道を東方に進み起点に至る線に囲まれた 一円の地域	平成六年十一 月一日から平 成十六年十月 三十一日まで	二一ヘクタ ール
上野銃獵 禁止区域	鳥取市立川町五丁目地内の県道鳥取国府 岩美線と西日本旅客鉄道株式会社山陰本線 との立体交差を起点とし、同所から同線を 北東に進み、鳥取市と福部村との境界に至 り、同境界を南方に進み、鳥取市と国府町 との境界に至り、同境界を西方に進み、町 道宮ノ下十四号線に至り、同町道を南方に 進み、町道宮ノ下四号線に至り、同町道を 西方に進み、町道宮ノ下七号線に至り、同 町道を北西に進み、町道稲葉丘六号線に至 り、同町道を北東に進み、町道奥谷一ノ線 に至り、同町道を西方に進み、町道立川甕 山線に至り、同町道を西方に進み、県道鳥 取国府岩美線に至り、同県道を北西に進み 起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十一 月一日から平 成十六年十月 三十一日まで	五〇三ヘク タール
千代川銃 獵禁止区 域	八頭郡河原町大字釜口地内の国道五十三 号と県道八日市釜口線との交点を起点と し、同所から同県道を南西に進み、県道鷹 狩渡一木線に至り、同県道を北西及び北方 に進み、国道五十三号に至り、同国道を北方 に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道 を北方に進み、河原町と鳥取市との境界に 至り、同境界を北東に進み、国道五十三号	平成六年十一 月一日から平 成十六年十月 三十一日まで	三六〇ヘク タール

八東川銃 狢禁止区	八東町と郡家町との境界と国道二十九号との交点を起点とし、同所から同国道を南	平成六年十一月一日から平	五一〇ヘク タール
郡家船岡 八東川銃 狢禁止区	八頭郡河原町大字片山地区内の町道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道二十九号に至り、同国道を南東に進み、郡家町と八東町との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を南西に進み、国道四百八十二号に至り、同国道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、町道稲常徳吉線に至り、同町道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、町道徳吉片山線に至り、同町道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで	五九五ヘク タール
新興銃狢 禁止区域	東及び東方に進み、県道津山智頭八東線に至り、同県道を南西及び西方に進み、県道才代船岡線に至り、同県道を北西に進み、国道四百八十二号に至り、同国道を北西に進み、八東町と船岡町との境界に至り、同境界を北東に進み、八東町と郡家町との境界に至り、同境界を南東及び北東に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十月三十一日まで	三四ヘクタール
東伯郡関金町大字堀地区内の町道七石ヶ平線と県営一般農道関金線との交点を起点とし、同所から同農道を北東に進み、町道開拓線に至り、同町道を西方に進み、同町道の終点に至り、同所から北西に百七十メートル進み、高塚三角点に至り、同所から倉吉市と関金町との境界を東方に進み、町道森越七号線に至り、同町道を南方に進み、県営一般農道関金線に至り、同農道を南東	平成六年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで	一三三ヘクタール	

に進み、町道森越六号線に至り、同町道を南方に進み、長尾溜池の南岸で交差する天神野水路に至り、用水路を西方に進み、町道七石ヶ平線に至り、同町道を西方及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

鳥取県告示第七百三十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十條の規定により告示する。

平成六年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面 積
道後山鳥 獣保護区	鳥根県と鳥取県との境界と県道横田多里線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道荒田線に至り、同町道を南西に進み、農道新田線に至り、同農道を南西に進み、日野郡日南町上萩山奥萩部落から同町新屋新山部落に通じる平吹越山道に至り、同山道を南方及び南西に進み、林道野富線に至り、同林道を南東に進み、町道坂郷線に至り、同町道を東方に進み、国	平成六年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで	三、九七三 ヘクタール

日南湖鳥 獣保護区	日野郡日南町大字菅沢地内の国道百八十八号の中津合橋を起点とし、同所から菅沢山尾根を南東に進み、日南町と日野町との境界に至り、同境界を南西、北西及び南西に進み、町道生山印賀線に至り、同町道を北方に進み、県道阿毘縁菅沢線に至り、同県道を東方及び南東に進み、国道百八十号に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成六年十一月一日から平成十六年十月三十一日まで	一、一四七 ヘクタール
--------------	---	--------------------------	----------------